

大田区公共基準点等管理保全要綱運用基準

平成 19 年4月9日 19 ま道発第 10056 号 部長決定

改正 平成 29 年2月1日 28 都道発第 13596 号

改正 平成 31 年4月3日 31 都道発第 10039 号

改正 令和5年3月 10 日4都道発第 13168 号

改正 令和6年 12 月 27 日6都道発第 12863 号

運用基準

この運用基準は、大田区公共基準点等管理保全要綱(以下「要綱」という。)の施行に際し必要な事項を定めるものである。

第1 要綱で取扱う基準点等(第2条関係)

大田区公共基準点等(以下「基準点等」という。)とは、測量法、国土調査法及び大田区公共測量作業規程(以下「作業規定」という。)に基づき大田区が設置し、管理する1～4級基準点、地籍図根点、都市再生街区基本調査によって設置された街区基準点(以下「街区基準点」という。)及び台帳整備に伴う基準点をいう。

2 基準点等の仕様、構造は、別表及び図のとおりとする。

第2 測量作業

この要綱の測量作業のうち以下の事項は、作業規程によるものとする。

・測量に使用する機器(作業規程第 34 条、第 35 条による。)

第3 作業従事者

管理保全の測量作業は、測量法第 48 条の技術者が行う。

第4 基準点等の保全及び復元(第4・5・6条関係)

要綱の基準点の保全及び復元は下記を基準とする。なお下記方法によりがたいときは区と協議すること。

- (1) 公共基準点1、2級は作業規程による。
- (2) 公共基準点3、4級、地籍図根点、街区基準点、台帳整備に伴う基準点(蒲田四丁目、蒲田五丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、新蒲田一丁目2番から 12 番及び西蒲田三丁目9番から 15 番地区)の保全は効用確認測量(別紙1)、復元は復元測量(別紙2)を標準とする。
- (3) 街区基準点の補助点、MMS基準点、上記(1)及び(2)以外に設置されている基準点の保全及び復元は原則不要とする。
- (4) (3)の基準点のうち、区との協議により、保全及び復元が必要となった基準点については、オフセット作業を標準とする。(別紙3)

第5 工事等の影響で保全が必要な場合(第4条関係)

工事等の影響で保全が必要な場合は下記のとおりとする。

- (1) 基準点等の周囲5メートル以内で、道路掘削等を伴う工事を施工する場合
- (2) 掘削底面端から45度以上の線に基準点等の構造物が入る掘削工事等
- (3) 前号以外で、基準点等の効用に影響を及ぼすと思われる場合

第6 工事施工の届出(第5条関係)

「基準点等付近の工事施工届出書・協議書」には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図(1/2000程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの)
 - (2) 平面図(効用確認測量図)
掘削位置と基準点等の位置関係を明示したもの
 - (3) 写真(基準点等、基準点等周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるもの)
 - (4) その他(区の指示する測量資料)
- 2 「基準点等付近の工事施工しゅん工報告書」には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図
 - (2) 平面図(着手前・しゅん工後が対比できる効用確認測量図)
 - (3) 写真(基準点等、基準点等周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるもの)
 - (4) その他(区の指示に基づく基準点等の保全に必要な測量等の成果。)

第7 基準点等保全届出(第6条関係)

「基準点等保全届出書・協議書」には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図(1/2000程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの)
 - (2) 平面図(復元測量図)
掘削位置と基準点等の位置関係を明示したもの
 - (3) 写真(基準点等、基準点等周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるもの)
 - (4) その他(区の指示する測量資料)
- 2 「基準点等保全完了届」には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図
 - (2) 平面図(着手前・しゅん工後が対比できる復元測量図)
 - (3) 写真(基準点等、基準点等周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるもの)
 - (4) その他(区の指示に基づく基準点等の復元測量等の成果。)

第8 機能回復(第7条関係)

- (1) 許可を得ないで基準点等を減失、き損、又はその効用を害した場合、基準点等の機能回復のために、測量成果を修正するものとする。
- (2) 基準点等の機能回復をするための作業は、基準点等機能回復測量(別紙4)によるものとする。
- (3) 前項の作業は、大田区が認める基準点測量の実績がある測量業者に施工させなければなら

らない。

第9 適用除外(第9条関係)

1、2級基準点(図根三角点兼用)で大田区等が土地所有者等から基準点等設置承認又は占用許可を受け設置した基準点等についての保全は、区が作業規程に基づき行う。

付則

この運用基準は、大田区公共基準点等管理保全要綱施行の日から施行する。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年 4 月 1 日から施行する。